

佐千原浄水場
中央監視設備更新及び運転管理事業

入札説明書などに関する
質問及び回答

令和2年5月

一宮市上下水道部

注) 本質問回答集と実施方針等に関する質問回答集（令和2年1月31日公表）に相違のある場合は、本質問回答集の内容を優先する。

入札説明書に関する質問への回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
1	3	第1	(12)			予定価格	提案上限価格については記載がありますが、最低制限価格についてもご教示願います。	最低制限価格はありません。
2	3	第1	(12)			予定価格	入札価格については、設計・工事費、運転管理費の総額が予定価格以下であれば問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	3	第2	(12)			予定価格	本入札は、低入札価格調査の対象となっているでしょうか。対象である場合、低入札価格調査基準の算出方法と調査内容をご教授願います。	低入札価格調査の対象外です。
4	5	第2 2	(2)	イ	(イ)	提出方法	封筒の様式は任意で、密閉せずに提出してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	6	第2 2	(2)	オ		提案書に関するヒアリングの実施	「入札参加者に対するヒアリングを実施する予定」とありますが、プレゼンテーションは行われられないという理解でよろしいでしょうか。	提案書の内容説明と質疑を予定しております。なお、ヒアリングの詳細は後日通知します。
6	8	第2 3	(2)	イ	(オ)	設計・工事業務を行う企業に必要な参加要件	建設業法に則り、工場製作期間と現地施工期間を分割して監理技術者を配置してもよろしいでしょうか。この場合、工場製作期間は建設業法上、専任ではなくなる点についてお認め頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	8	第2 3	(2)	イ		設計・工事業務を行う企業に必要な参加要件	様式集の参加資格審査申請書には、中央監視設備における実施体制を確認できる記述がありません。申請の添付資料として、中央監視設備の製品カタログ等を添付して確認頂くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (※様式集様式Ⅱ-1 P.8の添付資料内会社概要に含まれるものとします。)
8	8	第2 3	(2)	ウ		運転管理業務を行う企業に必要な参加要件	設計・工事業務が単体の場合、その単体企業を建設JVの代表企業と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	8	第2 3	(2)	ウ		運転管理業務を行う企業に必要な参加要件	建設JVの代表企業は、運転管理JVに参加するだけで良く、運転管理JVの代表企業でなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。また、運転管理JVの出資比率に最低出資比率の制限は無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	8	第2 3	(2)	ウ		運転管理業務を行う企業に必要な参加要件	実績要件の基準日は、申請書提出日以前であるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書の公表日を基準とします。
11	10	第2 4	(3)			落札者の決定と公表	「落札者を決定し公表する。」とありますが、落札者だけでなく応札参加者の入札価格も含めて公表されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
12	11	第3 6				保険	<p>運転管理期間に受託者の責任により施設に損傷を与えた場合の保険の適用について、第三者賠償保険で賄えない場合は委託者の建物総合損害共済を適用できるという理解でよろしいでしょうか。</p>	適用できません。
13	11	第3 6				保険	<p>貴市にて加入される建物総合損害共済の補償範囲を具体的にご教示願います。</p>	<p>市が所有、管理又は使用する建物、工作物、動産の損害に対する共済です。 補償範囲は、次の偶発の事故による損害です。 (1)火災による損害 (2)落雷による損害 (3)破裂又は爆発による損害 (4)建物、工作物又は屋外動産の外部からの落下、飛来、衝突又は倒壊による損害 (5)車両の衝突又は接触による損害 (6)集団示威行動に伴う暴行による損害 (7)破壊行為による損害 (8)風災又は水災による損害 (9)雷災による損害 (10)土砂崩れによる損害</p>
14	12	第3 7				市による事業の実施状況のモニタリング	<p>設計・工事業務のモニタリングとは契約書(案)にも記載がありませんが、承諾行為や出来高検査等を意味しているという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
15	17	第8	4	(1)		著作権	<p>「本事業の公表及び市が必要と認めるときは」とありますが、「優先交渉権者の承諾がある場合のみ」の文言を追加頂けますでしょうか。</p>	提案書を使用する際には、事業者と協議します。
16	19	別紙2	4	4.1		運転管理業務	<p>現場確認の上、応急処理にて対応ができない事象については、貴市への報告までが業務範囲であるという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
17	20	別紙3	1	1.2		契約締結	<p>市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止リスクは市の負担とされておりますが、これは事業者が生じた損害も市が負担されるという理解でよろしいでしょうか。</p>	リスク分担に示すとおりです。
18	20	別紙3	1	1.5		社会環境問題	<p>事業者負担となっていますが、設計・工事段階においては要求水準に示される規制値を満足している場合は免責であるという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
19	21	別紙3	3	3.9		環境汚染物質	<p>事業者が従負担となっていますが、これは事業者の提案内容により調査・対応の範囲や方法が変わるため、調査や解体に伴う仮設・撤去・処分などの対応は貴市の負担であるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。 管理棟の改修にあたっては、環境汚染物質対応が最小となる設計として下さい。また、環境汚染物質の除去工事が必要となった場合には、本事業の工事への影響が最小限となるように工事業者との連絡・調整等を密に行って下さい。</p> <p>なお、管理棟に使用されている資材に含まれているアスベストについて、当市が把握しているものは次のとおりです。また、アスベストに関する調査資料は閲覧可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予備室、廊下のビニール床タイル 種類:クリソタイル 含有率: 1.13% ・便所、洗面所、給湯室のフレキシブルボード 種類:クリソタイル 含有率: 6.50% <p>及び、</p> <ul style="list-style-type: none"> 種類:アモサイト 含有率: 2.52%
20	21	別紙3	4	4.8		維持管理・運転費増大	<p>突発的な配水トラブルによる経費増大とは、要求水準の業務範囲において協力できる範囲での経費増大であり、例えば範囲外の配管復旧や住民対応等は含まれないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
21	21	別紙3	4	4.8		維持管理・運転費増大	<p>事業者欄に▲が付されていますが、これは「事業者の管理義務の懈怠による場合は事業者負担、それ以外は貴市の負担」という意味であり、「注2 一定の金額・割合までは事業者が負担する」とあるのは、貴市との協議が成立しなかった場合の対応であるという理解でよろしいでしょうか。また、一定金額・割合については運転管理業務委託契約書(案)第38条に準じるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

要求水準書に関する質問への回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
1	6	第13	(1)	オ		事業者に求める役割	運転管理を行う15年間に、事業継続のための新たな提案を積極的に提示は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
2	12	第23	(2)	ウ		中央監視設備	第2ポンプ棟の電気室入出力盤と文京圧カテレメータ盤親局が実装の計装盤とのインターフェースは伝送であり、第二ポンプ棟受注者と協議をするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	12	第23	(2)	ウ		中央監視設備	将来的な機能増設に関しては、別途費用を頂いて対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、納入時の機能維持に関わる費用は、本事業に含みます。
4	13	第23	(2)	エ	3)	遠方監視設備	子局側の更新は既設テレメータ盤内の子局装置を対象としますが、これは設備影響の大きい盤一体での更新は不可であるが、設備影響の少ない更新方法の提案は可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	14	第23	(3)	ア	1)	システム概要	事業者の業務範囲は設備台帳システムの構築と事業期間に使用する利用料の負担であり、機器データ更新や点検データ入力等、システム活用は貴市の業務範囲であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	20	第23	(4)	ア		中央監視室の改修(管理棟2階)	2階の空調設備は、建設当時のダクト方式のまま認識しています。「各室個別空調設備を設置すること」とは、既設ダクト方式から天井カセットや天吊り型などの個別空調設備に改修することと考えてよろしいでしょうか。また、1階は平成9年に個別空調に更新されていることから既設流用を提案しますが、問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	20	第23	(4)	ア		中央監視室の改修(管理棟2階)	既設床材の塩ビタイルについては、アスベストの含有が推測されますが、膨れ、剥離の生じていない箇所は現存のまま流用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	20	第23	(4)	ア		中央監視室の改修(管理棟2階)	会議で資料を掲示する観点より、中央監視室を実運用上有用な範囲にてホワイトボードシートの布設範囲としてご提案させて頂くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	20	第23	(4)	イ		事務室等の改修(管理棟)	1階事務スペースの確保を考慮し、2階へ配置するレイアウトでもよろしいでしょうか。その場合、様式Ⅲ-5の基礎審査項目における管理棟改修設計の1階の設置条件を緩和いただけますでしょうか。	提案して頂いて構いません。 基礎審査項目は、設置を認められれば、階は問いません。
10	21	第23	(4)	ウ		仮設	既設トイレの改修期間中は仮設トイレを使用して頂くことは可能でしょうか。	ご理解の通りです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
11	21	第2 3	(4)	ウ		仮設	仮設撤去後の予備室を活用した提案はお認めいただけますでしょうか。	提案して頂いて構いません。
12	24	第3 1	(1)			運転監視業務要件	本運転管理業務は、私法上の委託であり、貴市の監督と指示のもとに実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	25	第3 1	(4)			業務計画書の作成	業務計画、年間計画、月間計画の各書類は事業者任意の様式にて提出可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	27	第3 2	(2)	エ		業務の実施にあたっての留意事項	「運転監視の体制は、2人以上の人員を中央監視室に配置することを基本」とありますが、警報発報時の現場確認及び応急措置は、配置する2名の内いずれかの者が対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	27	第3 2	(2)	サ		業務の実施にあたっての留意事項	緊急度の高いものと記載がありますが、具体例をご教示願います。	例として、施設への第三者の侵入をセキュリティ設備の警報の発報やITV設備の画像により、異物の注入状況や異常な運転を確認した場合です。 なお、詳細については事業契約後協議します。
16	28	第3 2	(2)	ス		業務の実施にあたっての留意事項	異常気象などで交通事情の悪化した場合には「1時間以内の対応」がやむ負えず取れない可能性があります。このような場合は例外事項であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。1時間内の対応を条件にしているわけではなく、あくまで早急な対応を要求しているものです。
17	28	第3 2	(2)	ス		業務の実施にあたっての留意事項	大雨時(数か所水没)など、同時に複数か所で異常を確認した際は、貴市の指示を仰ぎ、可能な限り対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	28	第3 2	(2)	ソ		業務の実施にあたっての留意事項	現場確認の上、応急措置にて対応ができない事象(場外設備の故障復旧など)については、業務分担に基づき貴市への報告までが業務範囲であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	28	第3 3	(1)			保安業務	浄水場内の解錠・施錠方法を具体的にご教示願えますでしょうか。(例)施錠は市職員が退場したのちに行う。施錠時間を指定等。解錠は市職員が来場時に行う。時間指定で解錠等。	正門の解錠・施錠方法は、施錠は市職員が退場したのちに行い、解錠は市職員の来場時や時間指定となります。
20	28	第3 3	(2)	ウ		保安業務	「本浄水場以外の施設(無人施設)は常時施錠するものし…」とありますが、無人施設に立入る場合は解錠・施錠を確実に行うことで常時施錠するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	29	第3 6	(2)	ア		業務の実施にあたっての留意事項	危機管理マニュアルは要求水準書添付資料7～9を参考に事業者が作成するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
22	30	第3 7	(2)	ウ		修繕業務	修繕業務とは、業務範囲は本事業にて納入する設備であり、業務は設備に異常が認められた場合に市の指示により行う設備修繕という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	30	第3 7	(2)	ウ		修繕業務	「修繕に要する費用については事業者の負担とする」とありますが、費用負担については、運輸管理業務委託契約書(案)の第37条の修繕工事に準じるという理解でよろしいですか。	ご指摘のとおりです。
24	30	第3 7	(2)	ウ	(カ)	修繕業務	『(オ)の報告を受け、』の誤記であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	31	第3 7	(2)	エ		消耗品の交換及び管理	消耗品交換等、部品を定期的に交換する計画修繕は、「エ 消耗品交換及び管理」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	31	第3 8	(2)	ウ		事業終了時の引継ぎ業務	事業報告書の提出時期は事業者提案であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	33	閲覧資料一覧					既設の建築電気設備図を閲覧させて頂くことは可能でしょうか。	閲覧可能です。
28	33	閲覧資料一覧					一覧表に示されている資料のCDでの貸し出しは可能でしょうか。	閲覧可能です。
29	33	閲覧資料一覧					平成9年改修時の空調設備図を閲覧させて頂くことは可能でしょうか。	閲覧可能です。
30	33	閲覧資料一覧					現在、屋上に有る設備の配置などが確認できる図面等を閲覧させて頂くことは可能でしょうか。	閲覧可能です。
31	添付資料7	一宮市水安全計画	5.1			管理基準を逸脱した場合の対応	添付資料では7番の簡易な応急措置の資料として水安全計画が抜粋されていますが、水安全計画のすべてのCDでの貸し出しは可能でしょうか。	閲覧可能です。
32	添付資料7	一宮市水安全計画	5.2			緊急時の対応	計画の中に記載されている「水質汚染事故等に係る健康危機管理対策マニュアル」「危機管理対策マニュアル」のCDでの貸し出しは可能でしょうか。	閲覧可能です。
33	添付資料7	一宮市水安全計画					添付資料では7番の簡易な応急措置の資料として水安全計画が抜粋されていますが、水安全計画すべてのCDでの貸し出しは可能でしょうか。	閲覧可能です。

様式集に関する質問への回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
1	5	2	(2)	ア		書式等	使用する用紙の印刷方法は、A4:両面、A3:片面でよろしいでしょうか。	問題ありません。
2	5	2	(2)	ウ		書式等	正・副本の差分について、様式IV-2のみ正本は企業名、副本は受付番号を記載し、様式IV-3～18については、正・副本とも右上に受付番号を記載でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	6	2	(4)	ウ		提案書の作成における留意事項	「基本的事項」とは様式Ⅲ-5における「基礎審査項目」のことであるという理解でよろしいでしょうか。	落札者決定基準のp.3表2の評価項目に示す事項を明確に記載してください。
4	6	2	(5)	ウ	(オ)	提案書類の提出方法	提出する資料はMicrosoft Office 2016での作成を考えておりますが、Microsoft Word、Microsoft Excelデータの指定バージョンはございますでしょうか。	指定はありません。
5	8	様式Ⅱ-1				参加資格審査申請時必要書類一覧表	JV協定書とは、建設JV若しくは運転管理JVを構成する場合に締結する協定書を指していますでしょうか。また、協定書のフォーマットは任意であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	16	様式Ⅱ-7 [1/2]				配置予定者の資格 (工事業務における監理技術者)	工事業務において記載する技術者について、工場製作期間と現場施工期間を分割登録する場合、現地施工期間に配置する予定者を記載する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	17	様式Ⅱ-7 [2/2]				配置予定者の資格 (運転管理業務における総括責任者)	運転業務における配置予定者は、配置が数年後になるため病気、死亡、退職等により配置が困難になる可能性があります。その場合は同等資格の技術者へ変更をお認めいただけますでしょうか。	問題ありません。
8	16、17	様式Ⅱ-7				配置予定者の資格	配置予定者候補が定まらず複数いる場合は、連名としてもよろしいでしょうか。	問題ありません。
9	17	様式Ⅱ-7 [2/2]				配置予定者の資格 (運転管理業務における総括責任者)	総括責任者の実務経験の証明書は事業者が証明した経歴書でよろしいでしょうか。	問題ありません。
10	32	様式Ⅳ-4				事業計画・安定性	実施体制、企業間の役割分担に係る証明書類等を添付することになっていますが、JV協定書等をご提示すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	ページ	章	条	項	号	項目名	質問内容	回答
1	3	第6条				構成企業の倒産等	「乙の代表企業が代替企業を選定して甲の承認を得た場合」とありますが、構成企業内で業務を代行することは、JV継続を国土交通省も認めています。代替企業を選定した場合は、JVとしては一旦解散となり、新たなJV構成企業として再入札になるのではないのでしょうか。	本事業においては、事業の継続性を鑑みて、構成企業が倒産し残存構成企業のみで事業を継続させることが困難な場合は、代替企業を選定することで共同企業体を解散する必要がないものとしています。
2	4	第9条	3項	(4)			落札者が守秘義務契約を締結した本事業に関するアドバイザー及び金融機関は(1)における法令上の守秘義務を負担するものに該当するため、落札者による開示についても承諾不要であるという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	5	第12条	3項	(4)			落札者が守秘義務契約を締結した本事業に関するアドバイザー及び金融機関は(1)における法令上の守秘義務を負担するものに該当するため、落札者による開示についても承諾不要であるという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

基本契約書(案)に関する質問への回答

No	ページ	章	条	項	号	項目名	質問内容	回答
1	2	-	第4条	1		入札説明書等の優先順位	質問回答書は基本契約や請負契約の解釈を示す部分もございますので、解釈の優先は一番にさせていただきますでしょうか。	優先順位は契約書を一番とします。ただし、契約書締結にあたり、質問回答書は契約書の解釈において重要な位置を占めることとなります。
2	2	-	第4条	2		入札説明書等の優先順位	提案書に記載された内容のうち、本項但書に基づき何が履行義務にならないかについては、事業開始前に相互に確認するという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	2	-	第5条	1	(2)	役割分担	「別紙5」は「別紙3」の誤記であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約締結時に修正します。
4	4	-	第9条	1		賠償の予定	同一事実に基づき、基本協定書第10条による違約金と本条項による違約金が重複する恐れがあるように読めますが、いずれかにより違約金が高額な場合は、他方においては違約金は課されないという理解でよろしいでしょうか。また、本条では「入札金額の10分の2」と規定されていますが、これは基本協定書第10条における「本事業の提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の2」と同じという理解でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。

設計・工事請負契約書(案)に関する質問への回答

No	ページ	章	条	項	号	項目名	質問内容	回答
1	1	-	第1条	1		総則	質問回答書は基本契約や請負契約の解釈を示す部分もごさいますので、解釈の優先は一番にさせていただきますでしょうか。	優先順位は契約書を一番とします。ただし、契約書締結にあたり、質問回答書は契約書の解釈において重要な位置を占めることとなります。
2	2	-	第2条			関連工事の調整	調整に際しては、事前に乙の意見を確認するために協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	10、11	-	第20条5項 第21条 第25条2項				本項に基づき、工期・請負代金額を変更し、かつ、乙の損害に係る費用を負担する場合はありうる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	10	-	第22条	1		工事の中止	新型コロナウイルス感染症などの疫病や落雷は、本条項に記載する不可抗力に該当すると理解してよろしいでしょうか。	個別事案によると考えられますが、乙の作業員に新型コロナウイルス感染症の罹患が生じた事態や落雷等が「天災等」に該当する可能性はあります。
5	11	-	第24条	1		乙の請求による工期の延長	「その他乙の責めに帰すことができない事由」には、天候の不良に限らず、「天災等」(第22条第1項)による場合が広く含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	12	-	第28条			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	本条に基づく請負代金額の変更には、議会の議決は必要になりますでしょうか。必要になる場合、議決の可否に係るリスクは甲が負担する(乙に生じた損害を甲が賠償する)という理解でよろしいでしょうか。	必要はありません。
7	13	-	第31条	1		第三者に及ぼした損害	甲の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じた場合には、本条とは別に帰責元の甲がその損害を負担するとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
8	13	-	第32条			不可抗力による損害	新型コロナウイルス感染症などの疫病や落雷は「不可抗力」に含まれますでしょうか。	個別事案によると考えられますが、乙の作業員に新型コロナウイルス感染症の罹患が生じた事態や落雷等が「天災等」に該当する可能性はあります。
9	14	-	第32条	6		不可抗力による損害	請負代金額の100分の1を超える額から差し引かれるのは、乙が既に負担した額であり、乙の負担額は、不可抗力が数次にわたる場合であっても、総額で請負代金額の100分の1まで、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	23	-	第53条			乙の催告によらない解除権	一回の減少で当該減少時点における請負代金額の3分の2以上減少しなければならないわけではなく、複数回減少する場合には、累計の減少額が当初の請負代金額の3分の2以上となる場合も、本条項に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	章	条	項	号	項目名	質問内容	回答
11	24	-	第56条	2		甲の損害賠償請求等	同一事実に基づき、基本協定書第10条、基本契約第9条による違約金と本条項の第49条による解除による違約金が重複する恐れがあるように読めますが、いずれかにより違約金が他方においては違約金は課されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	25	-	第57条	(3)		乙の損害賠償請求等	乙は、第57条第3号に該当する場合、第3号所定の遅延利息の支払いを甲に請求できるとともに、その他の損害については、第57条柱書に基づき賠償を請求することができる、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	25	-	第58条	6		契約不適合責任期間等	本条項の「重過失」とは多くの裁判例が示す通り「故意に近い著しい注意欠如の状態を指す」と解釈してよろしいでしょうか。	重過失とは、判例等で示される著しい注意義務の懈怠です。
14	26	-	第61条			仲裁	「審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがない」ことが明らかであるときには、審査会のあつせん又は調停を経ることなく、直ちに審査会の仲裁に付すことも想定されますでしょうか。	ご指摘のとおりです。
15	27	-	第63条	2項			本事業はその性質上、条例、命令、規則、通達、行政指導、ガイドライン、判決、公的機関の定める規定・判断・解釈・措置等も適用され、またはこれらに大きく影響されるものですが、この契約で言う「法令」にはこれら条例等の変更も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	28	-	別紙1	1	1.6	想定外業務	事業者欄に▲が付されていますが、これは「事業者の管理義務の懈怠による場合は事業者負担、それ以外は貴市の負担」という意味であり、「注2 一定の金額・割合までは事業者が負担する」とあるのは、貴市との協議が成立しなかった場合の対応であるという理解でよろしいでしょうか。また、一定金額・割合については運転管理業務委託契約書(案)第38条に準じるという理解でよろしいでしょうか。	前段に関してはご理解のとおりです。 後段については、設計・工事請負契約書(案)第32条に準じるものとご理解ください。

運転管理業務委託契約書(案)に関する質問への回答

No	ページ	章	条	項	号	項目名	質問内容	回答
1	PDFのP.2	-	-	-	-	記名押印	JVの場合は代表者と構成員の捺印となっていますが、これは運転管理JVの構成によるものという理解でよろしいでしょうか。 併せて、その後の提出書類等の捺印等は、運転管理JVの代表者が構成員の委任を受けることで了承頂けるものという理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解の通りです。 後段は本市と事業者との協議で決定することとします。
2	3	-	第6条			関係法令の遵守	記載が重複しているため、下記の通りご訂正頂けますでしょうか。「乙は、業務の履行にあたり、一宮市条例、同規則、水道法、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、その他関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本業務を実施するものとする。」 また、「関係法令」にPFI法は含まれますでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。 また、PFI法は関係法令に含まれます。
3	3	-	第9条	1		規定の適用関係	質問回答書は基本契約や請負契約の解釈を示す部分もごさいますので、解釈の優先は一番にさせていただきますでしょうか。	優先順位は契約書を一番とします。ただし、契約書締結にあたり、質問回答書は契約書の解釈において重要な位置を占めることとなります。
4	4	-	第13条			業務貸与品等	「業務遂行上必要とする完成図書及び各種マニュアルを無償で貸与する」とありますが、各種マニュアルについては随時閲覧可能な状態であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	4	-	第13条	3		業務貸与品等	「借用書」には決まった様式がありますでしょうか。その場合には、様式をご教示願います。	借用書には決まった様式はありません。事業者にて準備ください。
6	5	-	第16条	2		提出書類等	「甲はこの約款に基づいて生じた乙に対する債権及び債務～」とあるのは「乙はこの約款に基づいて生じた甲に対する債権及び債務～」の誤記であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「及び債務」を削除します。
7	7	-	第25条	2		災害・事故時の対応と危機管理マニュアル	「危機管理マニュアルに記載がない事態であって、緊急やむを得ない事情があるときは、乙は甲の承諾をえる前に措置を講じることができる」と記載がありますが、措置により生じた事象の責任は貴市にあるという理解でよろしいでしょうか。	「危機管理マニュアルに記載がない事態であって、緊急やむを得ない事情があるときは、乙が甲の承諾をえる前に措置を講じることができる」と記載が正しいと見なします。その場合の危険を負担するのは、原則として市になります。

No	ページ	章	条	項	号	項目名	質問内容	回答
9	7	-	第25条	4		災害・事故時の対応と危機管理マニュアル	「通常予測できる理由により措置がとられたもの」とは具体的にどのような措置になりますでしょうか。また、「災害時における緊急支援協力に関する協定」第8条（費用負担）第1項には「乙が支援業務の実施にあたり要した費用は甲が負担する」とありますが、この条項と本条項の関係をご教示願います。	前段は、「通常予測できる理由により措置がとられたもの」とは、危機管理マニュアル等により、乙が災害等の対応として通常予想される理由による措置です。後段は、第25条に含まれる災害事故時の対応は本事業に含まれます。一方、「災害時における緊急支援協力に関する協定」に含まれる対応は本事業に含まれません。
10	9	-	第31条			サービス対価の支払留保	支払留保の場合には乙に弁明の機会を与える旨規定があります。本条においてもかかる規定を追記して頂けませんか。追記頂けない場合、追記できない理由をご教示願います。	第32条においても、乙に弁明の機会を与えます。
11	9	-	第32条	2		サービス対価の減額等	本条項の「債務不履行」は乙の帰責性を前提とするという理解でよろしいでしょうか。	一般論として、損害賠償請求が乙の帰責性を前提することはご理解のとおりです。
12	9	-	第32条	2		サービス対価の減額等	債務不履行による損害賠償の額は、減額相当額を控除されるという理解でよろしいでしょうか。	控除されません。
13	9	-	第32条	3		サービス対価の減額等	設計・請負契約第58条第1項では、契約不適合責任期間は引渡し後2年とされており、本条項では引渡し後10年とされており、事実上契約不適合責任期間が10年にされていると考えます。設計・請負契約との整合性がないと考えます。この点、両契約書で期間が異なる理由をご教示願います。	設計・工事請負契約第58条第1項に合わせ、引渡し後の契約不適合責任期間は2年とします。ご指摘のとおり修正します。
14	11	-	第38条	4		不可抗力による損害	甲は、係る不可抗力により各年度に生じた追加費用のうち、サービス対価の年度総額の100分の1を超える額を負担しなければならぬ。」とありますが、100分の1未満については乙が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	11	-	第38条	1		不可抗力による損害	新型コロナウイルス感染症などの疾病や落雷は「不可抗力」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	個別事案によると考えられますが、乙の作業員に新型コロナウイルス感染症の罹患者が生じた事態や落雷等が「天災等」に該当する可能性はあります。
16	11	-	第39条			法令等の変更	市の条例・規則の変更による場合も本条項は適用されるのでしょうか。この場合には、市側の事情ですので、別の取り扱いとすることもご検討願います。	市の条例・規則は法令等に含まれます。但し、条件に応じて協議に応じます。
17	13	-	第46条			契約不適合責任	改正民法第566条は適用される（売主が品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合、買主がその不適合を知った時から1年以内の通知が必要）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	章	条	項	号	項目名	質問内容	回答
18	15	-	第51条	3項		秘密保持	乙が守秘義務契約を締結した本事業に関するアドバイザー及び金融機関は(1)における法令上の守秘義務を負担するものに該当するため、乙による開示についても承諾不要であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	17	-	第57条	2			同一事実に基づき、基本協定書第10条、基本契約第9条による違約金と本条項による解除による違約金が重複する恐れがあるように読めますが、いずれかにより違約金が他方においては違約金は課されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	24	-	別紙4	4		維持管理業務	「民間事業者」とありますが、「事業者」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	25	-	別紙5	1		想定外業務	事業者欄に▲が付されていますが、これは「事業者の管理義務の懈怠による場合は事業者負担、それ以外は貴市の負担」という意味であり、「注2 一定の金額・割合までは事業者が負担する」とあるのは、貴市との協議が成立しなかった場合の対応であるという理解でよろしいでしょうか。また、一定金額・割合については運転管理業務委託契約書(案)第38条に準じるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	31	-	別紙7	5項			「甲は、前項第4号の報告により…」とありますが、第3号の誤記であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	36	-	別紙9			契約内容未達の場合の措置	ペナルティポイントは3か月毎に計算され、次の四半期には引き継がれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	45	-	別紙10				「なお、①の維持管理業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等とは、特に運転管理業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、乙に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。」とありますが、水道法は①に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。